

生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第六十五号

生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則（昭和二十八年秋田県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表中第四十三号を第四十五号とし、第四十二号を第四十四号とし、第四十一号を第四十三号とし、第四十号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 法第八十一条の三の規定により、保護を廃止される者に対し情報提供等を行うこと。

別表中第三十九号を第四十号とし、第三十五号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 法第七十七条の二第一項の規定により、返還すべき費用の額を徴収すること。

### 附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。